

令和5年度
宝塚市デザイン経営実践支援に係る
被支援事業者 募集要領

宝塚市 商工勤労課

1 デザイン経営とは

デザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法のことで、企業自身の持つ「価値」をしっかりと見つめ、その価値を「自身の強み」として自覚してブランディングすること、また、本当の消費者が望んでいることを深く考え理解し、それらを消費者に届けることなど、これらを実践し経営革新を成し遂げていくことをいいます。

2 本業務の目的

市が業務を委託した事業者（以下、「受託事業者」という。）により市内事業者のデザイン経営の導入やデザイン経営を実践する人材の育成を支援し、唯一無二のブランド価値の創出やイノベーション力の向上を図ること、また、革新的な商品・サービス等が創出されるよう促進し、もって市内産業の振興に資すること

3 被支援事業者への支援内容

- (1) デザイン経営実践のために必要な知識・方法などのレクチャー
- (2) 自社のアイデンティティ・強みの整理や、ビジョン策定、経営計画・事業計画書策定などに向けた1者あたり8回程度の協議（セッション）

4 募集事業者数 2者

※応募数に関わらず、面談等により支援を受ける事業者を2者選定します。（応募が2者未満の場合でも選定を実施し、その結果、選外となる場合があります。）

5 参加料 無料

6 応募資格（下記、いずれも満たすもの）

- (1) 市内の中小企業者、小規模企業者または個人事業主
- (2) 創業後概ね5年以上経過し継続して事業を実施しているもの
- (3) 市税の滞納が無いこと
- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例という。」）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと

7 要件

- (1) 現状を変えたいという強い熱意があること
- (2) 受託事業者任せにせず、自分事として真摯に取り組むことが可能であること
- (3) 経営に関しての意思決定が可能な人物が直接参加できること

- (4) 経営計画・事業計画策定後、同計画等に沿った投資などの具体的な実践が可能であること
- (5) 本業務における支援の経過を撮影・動画公開することについて同意できること
※財務情報等機密事項については、受託事業者との事前の協議により非公開とすることができます

8 応募方法

所定の様式に下記の必要事項を記入し締切までに宝塚市 商工勤労課に電子メール、郵送または直接持参で提出

9 応募期間

令和5年9月1日（金）から9月15日（金）

※郵送の場合、9月15日（金）必着

10 選定方法

応募数に関わらず、本業務の受託事業者及び市との面談を実施の上、被支援事業者を選定します。

11 注意事項

- (1) 応募される際は、本要領をご理解いただいた上でお願いいたします。
- (2) 面談を通した選定の結果、支援の対象外とさせていただくことがあります。
- (3) 面談の結果、ご辞退いただくことは可能です。

申込・問い合わせ先

宝塚市 産業文化部 産業振興室 商工勤労課

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

TEL:0797-77-2011

MAIL:m-takarazuka0066@city.takarazuka.lg.jp